

宝塚市告示第 62 号

宝塚市立末広駐車場の使用料徴収事務を下記のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和3年(2021年)4月1日

宝塚市長 中川 智子



記

- 1 委託事務 宝塚市立末広駐車場の使用料徴収事務
- 2 委託者住所、氏名 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
三井不動産リアルティ株式会社
代表取締役 山代 裕彦
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日